



意思疎通支援者（手話通訳・要約筆記）を派遣しています

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者等が円滑なコミュニケーションを図る目的として、手話通訳や要約筆記（話の内容をその場で要約して文字にする）の方法により意思疎通を仲介する意思疎通支援者の派遣を行っています。

◎対象

聴覚障がい者等（身体障害者手帳所持者のうち、聴覚または音声機能若しくは言語機能の障がいを有するもの）

◎対象内容 日常生活および社会生活の様々な場面で利用できます。

- 健康・医療（病院受診、健康診断等）
- 手続き・相談（市役所や銀行での手続きや相談等）
- 育児・教育（入学式、卒業式、保護者会等）
- その他（冠婚葬祭、自治会活動、余暇活動等）

◎費用負担

無料（施設利用料の実費が発生する場合は依頼者の負担となります）

◎派遣申込・問い合わせ先

社会福祉協議会（☎ 83-2344 FAX 81-0057）  
 山陽小野田市中央二丁目3番1号（Aスクエア1階）

障 害 福 祉 課（☎ 82-1170）



野焼きをしないようにご協力ください

野焼きとは、家庭ごみやせん定した枝などを屋外で焼却することをいいます。穴を掘って燃やすことや、ドラム缶、簡易焼却炉での焼却も野焼きに該当します。

■野焼きは原則禁止されています

ごみ等の廃棄物を基準を満たす焼却炉以外で燃やす「野焼き」は、例外を除いて法律で禁止されています。違反すると「5年以下の懲役、1千万円以下の罰金またはその両方」の罰則が科せられます。

（落ち葉たきなど、煙の量や臭いが近所に迷惑にならない程度の少量の焼却）

※例外に該当する焼却であっても、周辺地域の生活環境に悪影響を与えたり、近隣の迷惑となる行為は行政指導の対象となります。ビニール・プラスチック類は絶対に焼却しないようにお願いします。

◎例外とは…

- 農業、林業または漁業を営むために、やむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却  
 （例：あぜ草、稲わら、つる、枝など）
- たき火その他日常生活を営むために、通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

【注意】

庭木のせん定枝や草などは例外規定に含まれないため、個人による焼却はできません。市の指定ごみ袋に入れるか、50cm以下の長さにして、束ねて燃やせるごみの日にごみステーションに出してください。

環 境 課（☎ 82-1144）